## (OBの方からの投稿です)

## 日本航空不当整理解雇 客乗裁判**結審**傍聴記 2011 年 12 月 21 日 地裁 103 号大法廷

この日も早くから地裁前ビラなどが行われる中、傍聴券を手に入れようとたくさんの方々が並ばれました。この日の客乗の裁判の傍聴席はいつよりも少なく四十数席、被告側の動員が多かったのでしょうか? 確かに会社側と思われる人が散見されました。この日も予定傍聴席数に対して4~5倍の倍率でしたが、ラッキーに傍聴券を手に入れることが出来ましたので、傍聴記を投稿いたします。

当日は前回乗員の裁判同様、最終陳述に先立ち、被告会社が直前に提出してきた4名の学者・研究者などの意見書の取り扱いが問題になりました。双方からのやり取りが少し行われ、裁判長は別室での協議をすると言い、数分の協議の後、前回同様、被告会社の提出した意見書は採用しない。意見書に書かれている部分で、これまでの諸表にある該当する部分も削除すると言う決定がされました。

この点に関して、被告会社代理人が、「既に提出されている諸表の同一部分も採用されないのですか?」と質問しましたが、裁判長は「そうです」と一蹴しました。乗員裁判のこの部分の取り扱いは乗員裁判の取り扱いよりも更に厳しいものでした。被告会社の悪巧みは却下されて引き続き原告二人の陳述がなされました。

最初に、病気で休職したのを解雇の理由として解雇された原告の方Xさんの陳述でした。主治医によると休職の原因は職場の不規則な仕事によるストレスだったそうです。しかし一生懸命な治療の努力により、復職し、以後一年五ヶ月も通常の業務についていた矢先の解雇です。彼女は確かに長い休職をした後職場復帰して頑張っていたのですが、彼女は年齢制限でなく、風邪による病気欠勤3日のみをその理由とされました。会社の解雇理由である休職日数は確かに抵触するもの、附則に、「2010年度内に病気欠勤がゼロのものは除く」と言うものでした。2010年中に休んでいなければ、附則によって解雇基準の条件の適応がは外されるはずだったものが、2010年のたった3日の風邪による欠勤が理由として解雇されたのです。通常なら可能だった、有給休暇の振り替えで対応してほしいとの彼女の申し出は無下に断わられています。病欠が理由で簡単に解雇できると言うことが横行する会社では、病欠することも躊躇され、体調の悪い乗務員が仕方なく乗務するという安全上も問題となる可能性の

事態が起こることも考えられます。その後白紙のフライトスケジュール、管理職による呼び出しの退職面談などが続き平静な日は一日も無かったと切実な陳述でした。早く解雇が撤回され、再び大空で会社のために良い仕事をさせてくださいとの切実な陳述で終わりました。

二人目は、33年の乗務経験のあるYさんの陳述でした。家庭を持っての乗務、子育て、両親の介護などなど、この仕事が大好きで一生懸命努力しながら家庭と仕事を両立され頑張ってきた彼女が年齢を理由に解雇を通告された無念が陳述されました。会社との交渉も一度として誠意のあるものではなく、また再三にわたる話し合いの出席を求めた稲盛会長あとは9月30日の法廷までお会いすることが出来なかったと発言されました。

Yさんの陳述は、本当に身につまされた状況をとくとくと話され、傍聴席からはすすり泣きの声が聞こえてきました。私自身もハンカチを持っていて良かったと思ったぐらいです。

二人の陳述が終わったとき大きな拍手が起こりました。法廷では拍手などの行為は禁じられているようですが、裁判長は阻止されませんでした。

二人の陳述の後、原告代理人の安原弁護士による最終陳述が行われました。安原弁護士はいつもですが、大変わかりやすく、理路整然と陳述され傍聴している我々も大変理解しやすいものでした。

まず、この裁判が昨年の3月11日の震災の日であったこと、それから約9ヵ月迅速な審理がなされたことに感謝の意を表されました。

この裁判は、整理解雇の効力が争われた裁判であり、整理解雇法法理に則り双方が主張・立証を尽くしてきました。ところが被告は弁論終結の段階になって「機械的」と言う修飾語はつけているものの、整理解雇の法理を適用すべきでないと主張し4名の学者の意見書を提出し、これは採用されなかったのは明白なこと。「稲盛会長の解雇の必要が無かった」との発言にも言及され反論されました。更に、解雇回避、人選基準と続き、交渉経過では、特に指摘したい点として、被告はぎりぎりまで削減目標である573名という数字が、実在者名簿で年齢順に当てはめた数字であることを隠し続けたことの指摘。既に辞めてもらう人を決めている被告に誠実に話し合おう問う姿勢は全く見られなかったと厳しく発言ました。

結びに、原告らのようにきちんと物を言う労働者を職場に戻し、物の言える職場にするしかないと発言され陳述を終わられました。

引き続きなされた、被告側の陳述は、解雇の必要が有ったというばかりで、小 さな聞き取りにくくしかも早口で文章を読んでいるだけのお粗末な印象を受け た陳述でした。

これで客乗の結審は全て終わり、客乗の判決日は2012年3月30日と指定されました。